

# 地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和3年度実施)

## I 調査趣旨

提案募集方式により改正された制度等が各地方公共団体で利活用されているかを定量的に把握する。

## II 調査期間・調査方法

【調査期間】 令和3年10月～12月      【調査方法】 一斉調査システムにより各地方公共団体に調査票を送付。

## III 調査項目・調査対象

【全都道府県(47団体)対象、**回答率 : 85.1%**】

- ① 【R2】 豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直し

【全市区町村(1,741団体)対象、**回答率(項目別) : 56.1～56.9%**】

- ② 【R2】 国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化
- ③ 【R1】 病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大
- ④ 【R1】 社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件緩和について
- ⑤ 【H30】 介護認定に係る調査事務を委託する際の職員の資格要件の見直し
- ⑥ 【H29】 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の要件緩和
- ⑦ 【R2】 郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和

## IV 調査結果 (次頁以降を参照)

提案募集方式により改正された制度等について、全国ベースでの活用の実態及び活用していない場合の理由を把握することができた。

今後、「取組・成果事例集」の活用等を通じ、提案募集方式により改正された諸制度について地方公共団体による一層の活用を促すとともに、本調査結果を制度所管省庁に対して情報提供することにより、各府省における地方分権改革の趣旨を踏まえた政策立案の一助として活用していただく。

# 地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和3年度実施)

項目名	照会対象 回答率 (回答団体数)	問1 事務を行っている	問2 制度見直しを知っている	問3 見直し後制度を活用したことがある	問4 見直し後制度を活用したことがない理由 (%は問4に占める割合)			
					必要性がない	制度が不便	今後活用予定	その他※
① 豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直し	都道府県 85.1% (40/47)	82.5% (33/40)	100% (40/40)	15.1% (5/33)	17.9% (5/28)	7.1% (2/28)	57.1% (16/28)	17.9% (5/28)
② 国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化	市区町村 56.9% (990/1,741)	94.9% (940/990)	91.0% (900/989)	10.2% (91/896)	4.7% (38/807)	4.6% (37/807)	53.5% (432/807)	37.2% (300/807)
③ 病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大	市区町村 56.7% (987/1,741)	35.4% (348/984)	46.3% (457/987)	3.8% (15/398)	76.8% (306/398)	1.3% (5/398)	7.3% (29/398)	14.6% (58/398)
④ 社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件緩和について	市区町村 56.6% (985/1,741)	41.2% (406/985)	47.5% (467/984)	11.3% (45/399)	78.1% (289/370)	0.8% (3/370)	10.0% (37/370)	11.1% (41/370)
⑤ 介護認定に係る調査事務を委託する際の職員の資格要件の見直し	市区町村 56.6% (985/1,741)	30.2% (298/985)	67.5% (663/982)	23.7% (108/455)	63.8% (236/370)	0.5% (2/370)	14.9% (55/370)	20.8% (77/370)
⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の要件緩和	市区町村 56.6% (986/1,741)	70.5% (695/986)	65.8% (648/985)	49.1% (307/625)	67.7% (222/328)	0.9% (3/328)	16.5% (54/328)	14.9% (49/328)
⑦ 郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和	市区町村 56.1% (977/1,741)	9.8% (96/977)	79.2% (773/976)	0.4% (3/781)	69.1% (531/768)	5.1% (39/768)	2.9% (22/768)	22.9% (176/768)
上段：転出届等の事務の郵便局での取扱い可能化 下段：代理人による請求の受付可能化				3.1% (24/774)	67.4% (461/684)	5.9% (40/684)	3.2% (22/684)	23.5% (161/684)

※「その他」の主な回答は次頁参照

# 地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和3年度実施)

## 項目名

### 問4

見直し後制度を活用したことがない理由： 「その他」の回答（自由記述）の主なもの

① 豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直し

- ・県内に制度を適用できる獣医師がいない／少ないため。
- ・ワクチン接種推奨地域ではないため。
- ・養豚協会等からの要望がないため。

② 国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化

- ・都道府県の方針や他市町村の状況等を踏まえて検討する必要があるため。
- ・システム改修が必要であるため。
- ・保険料滞納者との接触機会が失われるため。

③ 病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大

- ・対象となる施設整備がなかったため。

④ 社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件緩和について

- ・社会福祉法人による放課後児童クラブの設置がなかったため。

⑤ 介護認定に係る調査事務を委託する際の職員の資格要件の見直し

- ・受託法人において介護支援専門員以外の調査員を雇用していないため。
- ・委託事例が少ないため。

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の要件緩和

- ・制度活用について要望等がないため。

⑦ 郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和

- ・転出届や印鑑登録の廃止に付随する手続（例 新規の印鑑登録）については郵便局で実施できないため。
- ・費用対効果が低いため。

上段：転出届等の事務の郵便局での取扱い可能化  
下段：代理人による請求の受付可能化

- ・代理権の確認が困難であるため。
- ・費用対効果が低いため。

# 地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和3年度実施)

項目名	問5 自由意見の主なもの
① 豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直し	・ 知事認定獣医師が直接ワクチンを購入等できる制度としてほしい。
② 国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化	・ 簡素化により、保険者及び被保険者の負担軽減が図られる一方で、レセプト情報のみで支給額を決定すること等による過誤給付の懸念や、保険料の滞納者との接触機会の減少、システム改修が必要となる等のデメリットもある。
③ 病児保育施設の整備に係る子ども・子育て支援整備交付金の交付対象の拡大	・ 保育施設整備等に係る補助事業が複数府省に分散していることに不便さを感じる。
④ 社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件緩和について	・ 本見直しにより、当市でも常に課題となっている「受入施設の不足」について、一部解消できている。
⑤ 介護認定に係る調査事務を委託する際の職員の資格要件の見直し	・ 要件緩和により新たに対象となった資格の関係団体等への広報や、要件緩和により調査の質の維持確保のための研修の実施・充実が必要。
⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の要件緩和	・ 預かり場所の要件緩和により会員の自宅以外でも預かりが可能となったことで、会員の増加やサービスの向上に繋がった。一方で会員数の要件緩和については、会員の確保に苦労している現状があることから、地域のニーズに合った会員数の設定等更なる要件緩和をお願いしたい。
⑦ 郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和	・ 郵便局への委託にあたっては、郵便局側の制度理解、事前の議会の議決が必要である上、書類受付のみで書類発行はできないことから取次でしかなく、かえって事務が煩雑になる恐れがある。